

【案件名：千早赤阪村地域防災計画（案）】

パブリックコメント実施結果

令和8年2月

千早赤阪村 総務部 自治防災課

■ 意見集計結果

令和8年1月14日（水曜日）～令和8年2月9日（月曜日）までの間、千早赤阪村地域防災計画（案）について、意見募集を行った結果、2名（団体を含む。）から合計6件の意見の提出がありました。

これらの意見について、項目ごとに整理し、村の考え方をまとめましたので、公表します。

■ 意見の概要及びご意見に対する村の考え方

NO.	ご意見の概要	村の考え方
1	<p>予防-4他 これまで食料品や日用品の備蓄物は考えられていたかと思いますが、令和7年5月には大阪も感染症対策が始まりました 本村でも、高齢者が多いので防災計画の中に感染症対策を入れてはいかがでしょうか。</p>	<p>災害時における感染症対策の充実を図ることは重要事項であると認識しており、今回の修正において以下のように方針を記載しています。 なお、感染症対策の個別、具体的な施策は、別計画等で定めるものと認識しておりますが、いただいた御意見については、今後の各種施策を推進する上での参考とさせていただきます。</p> <p>【記載箇所】 事前の対策となる「第2部 災害予防対策計画」</p> <p>1 総合的防災訓練の実施(予防-4) 「・・・関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するように努める。また、感染症の拡大のおそれある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所 開設・運営訓練を実施するよう努める。」</p> <p>第3 指定避難所等の指定、整備(予防-27) 村は、施設管理者と協力し、家屋の損壊、滅失、浸水、流失、放射性物質及び放射線の放出により避難を必要とする住民を臨時に受け入れることのできる指定避難所を指定、整備する。その際、感染</p>

NO.	ご意見の概要	村の考え方
		<p>症対策等を踏まえ、平時から指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに感染症患者が発生した場合の対応を含め、自治防災課と健康課が連携して、必要な措置を講ずるよう努める。</p> <p>災害時の対策となる「第3部 災害応急対策計画」</p> <p>4 指定避難所等の運営、管理の留意点(応急-70) 「(20)指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講ずるよう努める。」</p> <p>第4節 緊急物資の供給(応急-94) 「…なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房機器等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、食物アレルギーに配慮した食料の確保、要配慮者や男女等のニーズの違いに配慮する。」</p>
2	<p>総則-9 千早赤阪村周辺の断層位置図が示されているが、村の位置を明示して、わかりやすくしてほしい。 地図凡例の「リニアメント」はわかりにくいので、説明を入れたほうが良いと思う。</p>	<p>総則-9 図 千早赤阪村周辺の断層位置図に千早赤阪村の概ねの位置を追記いたします。 次のような、リニアメントの説明文を追記いたします。 注:リニアメントとは、地形、土壌の色調、植生、水系模様の急変などから判読される線状模様のこと</p>
3	<p>総則-13 大阪府による被害想定がH19 やH25 となっており、15年以上経過している。更新する必要はないのか？</p>	<p>被害想定の結果については、大阪府において更新が行われた結果を踏まえて、本計画に反映を行なってまいります。</p>

NO.	ご意見の概要	村の考え方
4	<p>予防-7 今回の修正に対応したBCP(令和5年版)の見直しは必要か？必要であれば、いつ更新が行われるのか？</p>	<p>本地域防災計画の改訂を踏まえて、BCP(令和5年版)の見直しをなるべく早期に実施してまいります。</p>
5	<p>予防-7 災害対策本部の代替施設が、くすのきホールとなっているが、大ホールは天井の強度の問題で、使えなくなっている。計画上で代替施設としても問題ないのか？</p>	<p>予防-7 災害対策本部として使用する場所を限定すること、また、大ホールの使用は想定していないことに加え、ギャラリー等天井の施設改修について着手する予定でありますので、現記載のとおりといたします。</p>
6	<p>予防-44 名簿記載の対象者は、記載にあるように①～⑧まで多様であり、それぞれの方の特性により、実際の支援で考慮すべき点が大きく異なってくると考えられる。 その内容は、個別避難計画である程度明確にはなると考えるが、特に、一般避難スペースでの生活が難しい方々に対する福祉避難所の指定の内容を医療的ケアだけでなく、③自閉症などで行動障害を伴う方や④対人関係に強い不安を抱く方などに対する避難場所における配慮を具体的に示していただきたい。</p>	<p>災害時における多様な要配慮者への対策の充実を図ることは重要事項であると認識しており、今回の修正において以下のように方針を記載しています。 なお、多様な要配慮者への具体的な施策については、個々の心身の状況、必要な支援が多岐にわたるため、庁内各部局、関係団体及び地域の皆さまと連携し、避難行動要支援者の個別避難計画策定を推進し、状況に応じた具体的な支援を実施できるよう努めてまいります。</p> <p>【記載箇所】 事前の対策となる「第2部 災害予防対策計画」 1 指定避難所の指定 (4) 避難者の状況把握に向けた準備(予防-28) 村は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組みを円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努める。また、指定避難所だけでなく、協定・届出避難所などとして位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報の把握に努める。</p>

NO.	ご意見の概要	村の考え方
		<p>災害時の対策となる「第3部 災害応急対策計画」</p> <p>4 指定避難所等の運営、管理の留意点 (応急-69～70)</p> <p>(5) 食物アレルギーを有する者のニーズの把握等、食物アレルギーに配慮した食料の確保</p> <p>(6) 高齢者、障がい者、乳幼児、児童等の要配慮者、特に避難行動要支援者への配慮</p> <p>(7) 避難所開設当初からプライバシー確保のためのパーティションや簡易ベッド(段ボールベット等)を設置</p> <p>(8) 栄養バランスのとれた適温の食事を提供できるよう、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確保することに努め、医師や保健師、看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理状況等、避難者の健康状態並びに避難所の衛生状態の把握に努め、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施等、必要な措置を実施</p>

領域又は地震名	長期評価で予想した地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率 (%)		
		10年以内	30年以内	50年以内
南海トラフ	8～9クラス	ほぼ0%～40%程度	60%～90%程度以上	90%程度 もしくはそれ以上

※地震調査研究推進本部が発表した海溝型地震の長期評価の概要(算定基準日 令和8年1月1日)による。

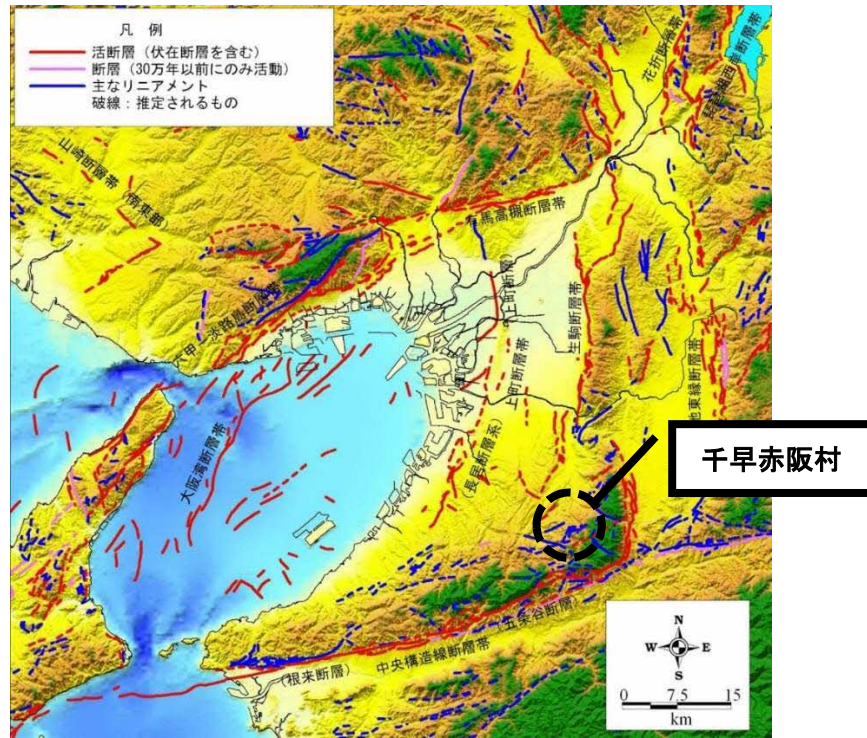


図 千早赤阪村周辺の断層位置図

(『近畿の活断層』[岡田・東郷編(2000)]などによる)

出典：大阪府自然災害総合防災対策検討(地震被害想定)報告書(平成19年)

注：リニアメントとは、地形、土壌の色調、植生、水系模様の急変などから判読される線状模様のこと

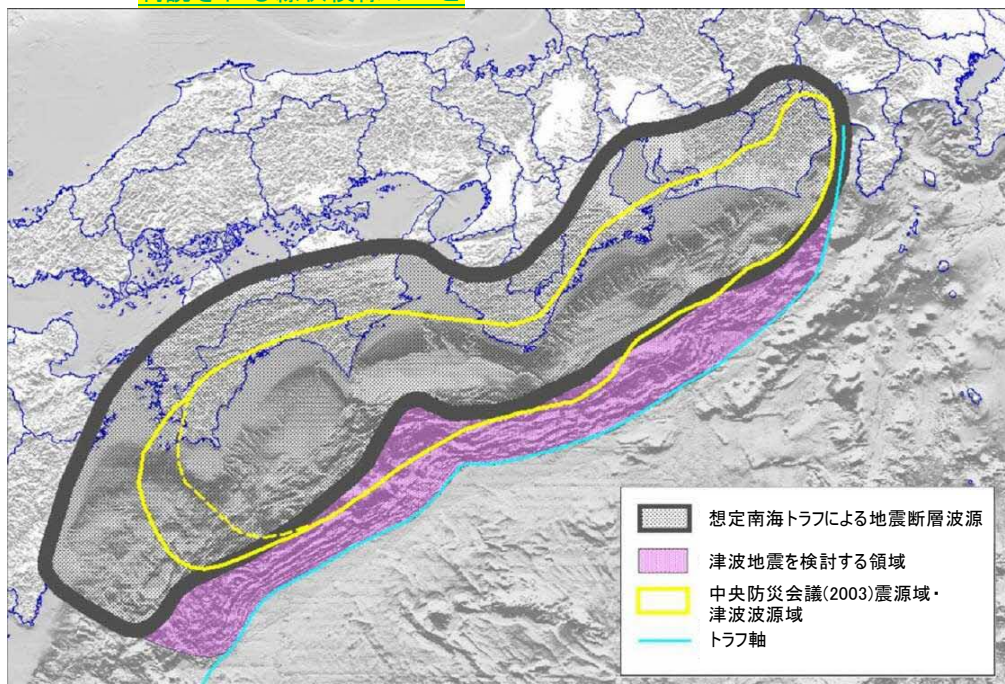


図 南海トラフの巨大地震の想定震源断層域

出典：内閣府資料(平成24年8月)